

大阪府内中学校夜間学級就学生徒及び大阪府立中学校生徒に対する就学援助について

■大阪府内中学校夜間学級就学生徒に対する就学援助について

1. 背景

夜間中学については、義務教育未修了の学齢を経過した者等の教育を受ける機会を保障するために重要な役割を果たしています。また、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条において、全ての地方公共団体は夜間中学等における就学の機会の提供等の必要な措置を講ずることが義務づけられており、府内において中学校夜間学級に就学する生徒への援助を実施していない市町村が、本町を含め4町（豊能町・能勢町・太子町・熊取町）であったことから、教育委員会において令和5年4月1日施行で「熊取町中学校夜間学級生徒就学援助支給要綱」を制定し、対象者が現れた場合に備えたところです。

2. 本町住民の夜間中学への就学

令和6年4月に泉佐野市立佐野中学校に夜間学級が開設された後、同年9月に本町住民3名の入学がありました。

3. 夜間中学就学援助制度の内容

目的：経済的な理由により就学が困難な生徒または保護者に対し、必要な援助を行うことにより、就学の機会均等を図ること。

居住要件：生徒が本町に在住していること

受給資格：生活保護法における要保護者またはこれに準ずる者若しくは特別な事情があり教育委員会が必要と認める者

所得要件：町立学校児童生徒への就学援助制度（以下「就学援助」という。）と同じ

支給対象費目：次のとおり

- ①学用品費（通学用品費を含む）、②通学費、③校外活動費（宿泊を伴わないもの）、④修学旅行費、⑤その他教育委員会が必要と認められる経費

支給金額：就学援助と同じ

通学費に関する補足：通学費については、学校所在地から居住地又は学校所在地から勤務先までの距離を比較して、いずれか距離が短い方の交通費とします。

■大阪府立中学校生徒に対する就学援助について

1. 背景

本では、経済的な理由にて就学が困難な町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対する必要な援助（以下「就学援助」という。）を実施しています。

また、大阪府内の中高一貫校として、平成 29 年 4 月に大阪府立富田林中学校・高等学校が開校し、令和 4 年 4 月には大阪府立水都国際中学校・高等学校及び大阪府立咲くやこの花中学校・高等学校が開校しました。このような中、平成 28 年 8 月及び令和 3 年 6 月に、大阪府教育委員会教育長から市町村教育委員会教育長に対して、就学援助制度適用検討依頼があり、府下市町村において制度化する動きがあったことから、本町においても令和 5 年 4 月 1 日施行で「大阪府立中学校生徒就学援助支給要綱」を策定し、対象者が現れた場合に備えたところです。

2. 府立中学校に就学する本町住民

現在、大阪府立中学校に就学している本町に在住の児童生徒はおりません。

3. 府立中学校就学援助制度の内容

目的、居住要件、受給資格、所得要件及び支給金額については、町立学校の児童生徒を対象とした就学援助制度と同じとなります。

支給対象費目については、学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費及びその他教育委員会が必要と認める就学に要する経費とします。なお、学校設置者である大阪府が援助を行うこととなる給食費及び医療費は対象外となります。

■両制度に関する今後の予定

1. 予算措置

夜間学級に関する就学援助について、令和 6 年度予算としては、対象住民から援助申請があった場合に備え、12 月議会において補正予算案を提出することとし、令和 7 年度以降の予算としては、当初予算にて一定額を計上することを予定しております。なお、府立中学に関する就学援助については、対象となる生徒が現れた時点で予算措置することとします。

2. 制度周知

12 月議会終了後、町 HP 等へ掲載し、広く住民に対して周知を行うこととします。